



安全運転管理者による運転前後の

運転者酒気帯び確認四月より義務化

〔二〇二二年四月一日から安全運転管理者によるドライバーの酒気帯び確認（さわやか）では、運行管理者等指導講習を事務局全員が受講しています。〕

安全運転管理者によるドライバーの酒気帯び確認が今年四月から義務化されるにあたり、確認方法などの詳細が警察庁より通達されました。

安全運転管理者とは、点呼や安全運転指導など自動車の安全運転にかかわる業務を行う者で、五台以上の車両を使用する送迎事業所では選任する必要があります。

安全運転管理者をおく事業所では、四月以降、次のとおりドライバーへの酒気帯び確認を行うことが義務付けられます。

（一）安全運転管理者は、運転前・運転後にドライバーの状態を目視等で確認することにより、ドライバーの



送迎ボランティア募集を 北九州市政だより 広告掲載

「さわやか」では、送迎ボランティアさんが一人でも多くを増えることを期待して、北九州市の市政だより（3月1日号）に広告を掲載しました。

福祉有償運送
送迎ボランティア募集中!
送迎距離により
謝礼があります。
都合のよい時間を
約1時間程度
提供して
いただけませんか。
お問い合わせは下記まで お気軽にお電話ください。
登録番号 九種福祉第7号
特定非営利活動法人 **さわやか**
通院介護センター
TEL.093-672-7595
月～金/9:00～15:00(土・日・祝日は事務局は休みです)
八幡事業所 八幡東区春の町2-3-27
八幡・戸畑・若松地区 済生会八幡総合病院事務棟内

酒気帯びの有無を確認する
（二）安全運転管理者は（一）の内容を記録し、一年間保存する

上記の「目視等で確認」とは、ドライバーの顔色、息のにおい、応答の声の調子などによって確認を行うことです。

また、「運転前・運転後」とは運転を行う直前・直後とその都度行うという意味ではなく、出勤・退勤時など送迎を行う日に各一回行うという意味です。

尚、これらの確認は必ずしも安全運転管理者が常に行わなければならないというのではなく、不在時などに安

全運転管理者の業務を補助する者が代わりに行うことを通達は認めています。

そして、さらに十月以降、安全運転管理者の義務として次の内容が追加されます。

（三）安全運転管理者は、ドライバーの酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行う

（四）安全運転管理者は、使用するアルコール検知器について、常に正常に作動し、故障がない状態に保つ

「アルコール検知器」の性能は、通達によれば呼気中のアルコールを検知し、その有無を音や色、数値などで確認できるものであれば特別高性能である必要はありません。

また、酒気帯び確認は対面が原則とされていますが、非対面での確認も認められています。

通達には遠隔での確認を

想定して以下の方法が示されています。

①ドライバーがアルコール検知器を携帯し、安全運転管理者はカメラ・モニターを通してドライバーの顔色を確認するとともに、アルコール検知器の測定結果の報告を受ける

②ドライバーがアルコール検知器を携帯し、安全運転管理者は携帯電話等でドライバーからアルコール検知器の測定結果を報告してもいい、またその際に声の調

「さわやか」の

今後の方針として

子を確認する

「さわやか」では前記の道路交通法施行規則の改正について、今のところ令和四年九月までの活動については、これまで通り飲酒又は

酒気帯びの有無を活動報告書に記録していただくこととなります。

その後、令和四年十月までに、現在活動されているボランティアの皆様全員にアルコール検知器をお渡しする予定です。

送迎の前後に運転者がアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行い、活動報告書に記録していただきます。

尚、この改正に伴い、十月からの報告書の様式を一部変更致します。

詳しいことは、今後福岡運輸支局や、北九州市、北九州市福祉有償運送運営協議会などとも、確認しながら、随時、ボランティアの皆様にお伝えしていきます。

時節柄いろいろとボランティアの皆様にはお手数を重ねてお掛けいたしますが、よろ

自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の選任
一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として **安全運転管理者の選任** を行わなければなりません。
自動車の保有台数に応じて安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の条件があります。

安全運転管理者の業務
交通安全教育、運転者の適性等の把握、運行計画の作成、交通安全啓発、乗客の乗降等の指導、点検と日常点検、運転日報の提出、安全運転指導

安全運転管理者の選出
●安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
●安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。詳しくは警察署へお問い合わせください。

安全運転管理者による
運転者の **運転前後のアルコールチェック** が
令和4年4月より **「義務化」** されます。

令和4年4月1日施行
●運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、
●運転者の酒気帯びの有無を確認すること
●酒気帯びの有無について記録し、
●記録を1年間保存すること

令和4年10月1日施行
●運転者の酒気帯びの有無の確認を、
●「アルコール検知器」を用いて行うこと
●※携帯型のアルコール検知器は、その有無又はその測定値を報告書、報告書、報告書により記録を有する機器
●アルコール検知器を **常時有効に保持** すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧ください。詳しくは警察署へお問い合わせください。



【海の知識】

津波フラッグを覚えておきましょう！

知る手段

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話等で知ることができます。知る手段に、令和二年六月より新しく「津波フラッグ」が加わりました。海岸で、「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに避難しましょう。

※津波警報等は、大津波・津波警報・津波注意報等の総称です。

海にいるときに津波注意報・

警報が出たら？

海にいるときは風などの影響により防災無線が聞こえにくい時もあります。

津波フラッグを見かけたら直ちに安全確保のために陸に上がり、避難を開始してください。

津波フラッグとは

令和二年六月二十四日から海水浴場等で、「津波フラッグ」により大津波警報、津波警報、津波注意報（以下、「津波警報等」という）が発表されたことをお知らせす



【津波フラッグのデザイン】

津波フラッグ（赤白格子模様の旗）は、国際信号旗の貴船の進路に危険ありを意味するU旗と同様のデザインです。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。

ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることで別の意味になることがあります。

津波フラッグ（旗）の
使い方について

①どこで津波フラッグ（旗）を出すの？

⇒海水浴場などで



②誰が旗を出すの？

⇒ライフセーバーや監視員など、津波フラッグを上げる場所の近くにいる人



③誰に対して旗を出すの？

⇒海水浴場などの利用者に対して

④旗を出すタイミングは？

⇒津波警報等の発表を見る・聞くなどしたときにすぐに掲げる



⑤どうやって旗を使うの？

⇒旗を掲げたり振ったり。それ以外にも、津波避難タワーや津波避難ビルなど海岸から見える建物に津波フラッグを掲げることも有効

る取組が始まりました。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘等、様々な手段で伝達されますが、令和二年六月から海水浴場等で「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われています。

「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害をお持ちの方や、波の音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできます。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してく

ださい。

【津波フラッグ導入の経緯】

①いち早い津波の危機の周知
昨年、国の規定類で定められた津波フラッグですが、南海トラフ地震の際に予想される1.5メートルの到達時間は、静岡県や和歌山県、三重県、高知県、徳島県は十分以内とされています。一分一秒を争う津波から



の避難、海水浴場での広範囲への遊泳者へのできる限り早い周知には、音だと波音や風向きで上手く伝わらない場合も考えられ、旗による周知が検討されました。

②聴覚障害者への伝達

また、東日本大震災において、岩手県・宮城県・福島県での聴覚障害者の死亡率が聴覚障害のない人の二倍に上ったとのデータがあります（「ノーマライゼーション 障害者の福祉」二〇一一年十一月、（公財）日本障害者リハビリテーション協会）。

防災無線やサイレンが聞こえずまた、停電でテレビやメールが使えなかったなどの問題があったと考えられています。

東日本大震災は三月で、まだ海開きをしていませんでした。

しかし、海水浴シーズンに津波警報が出された場合、海岸を利用中の聴覚障害者はスマートフォンを手元に持っていない可能性があり、サイレンのみだと津波警報に気づかず避難が遅れる恐れもあります。

この点からも、津波警報の伝達に旗を利用することが検討されました。

【津波フラッグの注意点】

ただし、ライフセーバーなど、旗を振ったり掲げたりする人の安全が確保されているときにのみ津波フラッグは振られます。

津波フラッグを掲出する人が逃げ遅れるということがないように、安全に配慮して旗を掲げることに慣れていまいま



海水浴場を利用する方々には、この点を知ってほしいと思います。

最後に、津波フラッグが導入されている自治体は、七月時点で海水浴場を持つ自治体の約30%のみです。

理由として、旗を振る人の不足が挙げられます。

しかし、津波フラッグがさらに周知され、その必要性を皆さんに認識してもらえば、導入の促進や掲出の新しい方法が編み出されることが期待できると思います。

（インターネットより参照）